

## 欧州の基準・認証制度の動向（2014年5月/6月）

### ● ..... トピックス一覧 ..... ●

1. 食料品・飼料
2. エネルギー効率・エネルギーラベル
3. 製品安全
4. 自動車
5. 電気・電子機器
6. エコラベル
7. 貿易問題

.....

## 1. 食料品・飼料

### (1) 有機製品の輸入：日本の有機製品の生産及び認証制度に関わる変更

欧州委員会は、6月17日付け官報にて、第三国から EU に輸入される有機製品に関する EU 規則 1235/2008の付属書 III、IV に修正を加えた。同修正には、日本産の有機製品の生産・認証制度に関連する事項も含まれる。

付属書 III は、EU 基準と同等の有機製品の生産・管理が行われていると見なされる第三国のリストである。付属書 IV は、第三国で有機製品の管理を行い、EU 基準との同等性を認証する所轄当局や規制機関が掲載されている。日本は既に EU 規則471/2010で第三国リストに加えられているため、日本産の「有機製品」は日本の登録認定機関による証明書を添付することで、EU に輸入できる。

こうした規制枠組みに基づき、日本（農林水産省）は、以下の登録認定機関2団体に関する名称変更を欧州委員会に通知した。

- エコサート・ジャパン株式会社 ([www.ecocert.co.jp](http://www.ecocert.co.jp))
- 一般社団法人 民間稲作研究所認証センター ([www.inasaku.or.tv](http://www.inasaku.or.tv))

また、以下の5団体を新規登録認定機関として欧州委員会に通知した。

- 特定非営利活動法人 和歌山有機承認協会 ([www.vaw.ne.jp/aso/woca](http://www.vaw.ne.jp/aso/woca))
- 特定非営利活動法人 島根有機農業協会 ([www.shimane-yuki.or.jp/index.html](http://www.shimane-yuki.or.jp/index.html))
- 一般財団法人 日本きのこ研究所 ([www.kinoko.or.jp](http://www.kinoko.or.jp))
- 公益財団法人 自然農法国際研究開発センター ([www.infrc.or.jp](http://www.infrc.or.jp))
- 一般財団法人 オーガニック認証センター ([www.organic-cert.or.jp](http://www.organic-cert.or.jp))

この日本側の変更通知に伴い、欧州委員会は EU 規則1235/2008に修正を加えた。

参照：EU の官報 [L177 / 42](#)

## (2) 緊急警報通知 (RASFF Portal) :日本から輸入されるごま油に対する警告

緊急警報通知 (RASFF) は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が1979年に設置したポータルサイトである。

2014年5月、イギリスは日本からの輸入品 (ごま油) に対して輸入申告書が添付されていなかったとして、市場への出荷停止措置をとり、同措置は RASFF を通じて他の加盟国に通知された。イギリスによる通知の詳細は以下の通り。

2014年3~4月にかけて、EU の食品および飼料に関する早期警告システム、緊急警報ポータルサイト (RASFF Portal) で、複数の日本産の製品がヒトの健康に重大かつ直接的もしくは間接的なリスクを与える可能性があるとして加盟国から RASFF に通知された。対象製品のエンドユーザーからの回収及び欧州市場への流通防止のため、以下のような措置がとられた。

製品 (通知)	物質	通知を行った加盟国	対策
ごま油	輸入申告書の欠落	イギリス	市場への出荷停止

参照：RASFF の[サイト](#)

### (3) 食品の農薬残留基準値に関する改正

欧州委員会は、官報にて、食品・飼料用作物及び動物性食品における農薬残留基準（上限）値を定めた、EU 規則396/2005（2005年2月23日付け）を改正する以下の各規則を発表した。なお、翻訳のカタカナの振りは例のものであり、英語表記に基づくこと。

- 以下の成分に関する農薬残留基準値を記した EU 規則491/2014；アメトクトラジン（ametoctradin）、アゾキシストロビン（azoxystrobin）、シクロキシジム（cycloxydim）、シフルトリン（cyfluthrin）、ジノテフラン（dinotefuran）、フェンブコナゾール（fenbuconazole）、フェンバレレート（fenvalerate）、フルジオクソニル（fludioxonil）、フルオピラム（fluopyram）、フルトリアホール（flutriafol）、フルキサピロキサド（fluxapyroxad）、グルホシネートアンモニウム（glufosinate-ammonium）、イミダクロプリド（imidacloprid）、インドキサカルブ（indoxacarb）、MCPA、メトキシフェノジド（methoxyfenozide）、ペンチオピラド（penthioopyrad）、スピネトラム（spinetoram）、トリフロキシストロビン（trifloxystrobin）。

参照：EU の官報 [L146/1](#)（2014年5月16日付け）

- 以下の成分に関する農薬残留基準値を記した EU 規則588/2014；オレンジ油（orange oil）、ジベレリン酸（gibberellic acid）、微生物の *Phlebiopsis gigantea* と *Paecilomyces fumosoroseus* strain FE 9901株、ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス（*Spodoptera littoralis* nucleopolyhedrovirus）、シロイチモジヨトウ核多角体病ウイルス（*Spodoptera exigua* nuclear polyhedrosis virus）、*Bacillus firmus* I-1582、S-アブシジン酸（s-abscisic acid）、L-アスコルビン酸（L-ascorbic acid）、オオタバコガ核多角体病ウイルス（*Helicoverpa armigera* nucleopolyhedrovirus）。

参照：EU の官報 [L164/16](#)（2014年6月3日付け）

- 以下の成分に関する農薬残留基準値を記した EU 規則617/2014；エトキシスルフロロン（ethoxysulfuron）、メトスルフロロンメチル（metsulfuron-methyl）、ニコスルフロロン（nicosulfuron）、プロスルフロロン（prosulfuron）、リムスルフロロン（rimsulfuron）、スルホスルフロロン（sulfosulfuron）、チフェンスルフロロンメチル（thifensulfuron-methyl）。

参照：EU の官報 [L171](#)（2014年6月11日付け）

- 以下の成分に関する農薬残留基準値を記した EU 規則703/2014；アシベンゾラル-S-メチル（acibenzolar-S-methyl）、エトキシキン（ethoxyquin）、フルシラゾール（flusilazole）、イソキサフルトール（isoxaflutole）、モリネート（molinate）、プロポキシカルバジン

(propoxycarbazone)、ピラフルフェンエチル (pyraflufen-ethyl)、キノクラミン (quinoclamine)、ワルファリン (warfarin)。

参照：EU の官報 [L186/1](#) (2014年6月26日付け)

#### (4) 食品添加物

食品添加物に関する新たな規則が以下の通り採択された。

- 固形サプリメントのフィルムコーティング剤として使用されるポリビニルアルコール-ポリエチレングリコールグラフト共重合体 (PVA-PEG グラフト共重合体) (polyvinyl alcohol-polyethylene glycol-graft-co-polymer) に関する EU 規則685/2014

参照：EU の官報 [L182/23](#) (2014年6月21日付け)

- 甘味料としてのアドバンテーム (Advantame) の使用に関する EU 規則497/2014

参照：EU の官報 [L143/6](#) (2014年5月15日付け)

- 食肉調理品への特定の添加物の使用に関する EU 規則601/2014

参照：EU の官報 [L166/11](#) (2014年6月5日付け)

- 加熱処理した食肉製品にラウロイルアルギニンエチル (Ethyl lauroyl arginate) を保存料として使用することに関する EU 規則506/2014

参照：EU の官報 [L145/35](#) (2014年5月16日付け)

- カラメル色素 (E 150a-d) をビール及び麦芽飲料に使用することに関する EU 規則505/2014 と EU 規則510/2014

参照：EU の官報 [L145/32](#) (2014年5月16日付け)、[L150/1](#) (2014年5月20日付け)

#### (5) 食品中の特定汚染物質の含有量

食品中のカドミウムおよびエルカ酸 (erucic acid) の最大含有量に関する以下の規則が採択された。

- 食品中のカドミウムの最大含有量に関する EU 規則488/2014

参照：EU の官報 [L138/75](#) (2014年5月13日付け)

- 野菜油と油、食品に含まれるエルカ酸の最大含有量に関する EU 規則696/2014

参照：EU の官報 [L184/1](#) (2014年6月25日付け)

## (6) その他の食料品に関する規則

食品に関連する以下の規則が採択された。

- トマトときゅうり、ブドウ、アプリコット、チェリー、ピーチ、プラムの輸入に関する EU 規則443/2014

参照：EU の官報 [L130/41](#) (2014年5月1日付け)

- 蜂蜜に関する EU 指令2014/63/EU

参照：EU の官報 [L164/1](#) (2014年6月3日付け)

- 芽キャベツとその生産を目的とした種子を輸入するための認証要件に関する EU 規則704/2014

参照：EU の官報 [L186/49](#) (2014年6月26日付け)

- 加工農産物の輸入と、特定の製品と農産物を輸出する際に適用される貿易協定に関する EU 規則510/2014

参照：EU の官報 [L150/1](#) (2014年5月20日付け)

- 特定の食品中のダイオキシン (dioxins)、ダイオキシン類 PCB (dioxin-like PCBs) 及び非ダイオキシン類 PCB (non-dioxin-like PCBs) の最大含有量に関する EU 規則589/2014

参照：EU の官報 [L164/18](#) (2014年6月3日付け)

- 特定の食品中のカビの二次代謝産物として生産される毒マイコトキシン (mycotoxins) の濃度を管理するためのサンプリング手法で使用される、T-2トキシン、HT-2トキシン及びシトリニン (citrinin) の基準値に関する EU 規則519/2014

参照：EU の官報 [L147/29](#) (2014年5月17日付け)

## 2. エネルギー効率・エネルギーラベル

### (1) インターネット上で販売されるエネルギー関連製品に関するラベル

欧州委員会は、インターネット上で販売されるエネルギー関連（ErP）製品に添付するラベルに関する新しい EU 規則518/2014を採択した。エネルギー関連製品とは、稼働のためにエネルギーを消費する製品のことを指す。

2010年のいわゆるエネルギーラベル指令（2010/30/EU）では、インターネット上で ErP 製品を販売する際にも、製品のエネルギー消費量を示す情報を製品ラベルまたは仕様書に添付することが義務付けられたが、ラベルや仕様書そのものをスクリーン上で表示することは義務付けられなかった。

今回採択された新規則では、欧州委員会は、消費者に対し製品選択のためのより良い情報を提供するため、ErP 製品をインターネット上で販売する際に、製品が販売されるスクリーン上に製品ラベルもしくは仕様書を表示することを義務付けた。その結果、メーカーはディーラーに対して製品をインターネット上で販売する際にスクリーンで表示する製品ラベルもしくは仕様書を電子情報で提供する必要がある。

今回採択された EU 規則は、家庭用食洗機や冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、TV、空調設備、照明、掃除機、給湯器、暖房器具など幅広い製品が適用対象となっている。

参照：EU の官報 [L147/1](#)（2014年5月17日付け）

### (2) 欧州委員会が変圧器に関する規則を採択

5月21日、欧州委員会は、小型、中型、大型変圧器に関する EU 規則548/2014を採択した。

新規則は、欧州市場における変圧器のエネルギー効率の改善を目的とし、2015年7月1日から欧州市場で販売される変圧器は、最低エネルギー効率基準を満たす必要があると定めた。あらゆる変圧器を対象としたものではなく、単層変圧器などの一部の製品は同規則の適用外となっている。

本規制は、エコデザイン指令（2009/125/EC）で設定された省エネ促進のための環境配慮設計（エコデザイン）に向けた規制枠組みの下で実施される。同指令は、エネルギーを消費する製品（ボイラー、コンピューター、TV、変圧器等）だけでなく、省エネ達成に貢献する製品、つまりエネルギー消費量に影響を与える製品（窓、断熱材、蛇口、等）も対象としている。

参照：EU の官報 [L152/1](#)（2014年5月22日付け）、エコデザインの[サイト](#)、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年5月21日）

### 3. 製品安全

#### (1) ガス機器に関する新しい欧州委員会案

5月12日、欧州委員会はガス機器に関する新しい規則を採択した。同規則は既存のガス機器指令(2009/142/EC)に代わり、欧州域内市場におけるガス機器に関する規制をより簡素で調和のとれたものとすることを目的としている。

さらに今回の規則では、メーカーや輸入業者、サプライヤーの責任を明確にし、欠陥や安全でない製品のトレーサビリティを向上させ、第三国から輸入された製品に対する市場監視を強化する。

同規則は、キッチンコンロやストーブ、ガス暖房器具、ガス照明、セントラルヒーティング用ボイラーなど広範囲の製品に適用されるが、産業用プロセスに用いられる機器は対象外となっている。

参照：欧州委員会の[サイト](#)、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年5月12日）

#### (2) 圧力機器に関する新しい規則

既存の圧力機器指令(1997/23/EC)に代わる、より簡素で調和がとれた、新たな圧力機器指令(2014/68/EU)が採択された。新指令では、消火器や空気圧縮機、熱交換器、貯蔵タンク、産業用ポンプ等が適用対象となっている。

さらに今回の規則では、メーカーや輸入業者、サプライヤーの責任を明確にし、欠陥や安全でない製品のトレーサビリティを向上させ、第三国から輸入された製品に対する市場監視を強化する。

参照：EUの官報 [L189](#)、欧州委員会の[サイト](#)、欧州理事会の[プレスリリース](#)（2014年5月13日）

#### (3) 玩具の安全性

2014年6月、欧州委員会は域内の玩具の安全性向上を目的とした以下の2指令を採択した。

- 玩具に使用するビスフェノール A (bisphenol A) の最大含有量を規定した EU 指令 (2014/81/EU)。同指令では、3歳以下の幼児を対象とした玩具、並びに幼児の口に入る玩具に対して、ビスフェノール A の最大使用量を0.1mg/lと定めた。

参照：EUの官報 [L183/49](#)（2014年6月4日付け）、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年6月25日）、欧州委員会の[サイト](#)

- 玩具に難燃剤として使用する TCEP、TCPP、TDCP の最大使用量を定めた EU 指令 (2014/79/EU)。同指令では、3歳以下の幼児を対象とした玩具、並びに幼児の口に入る玩具に対して、TCEP、TCPP、TDCP の最大使用量を5 mg/Kg と定めた。

参照：EU の官報 [L182/49](#) (2014年6月21日付け)、欧州委員会の[ニュース](#) (2014年6月20日)、欧州委員会の[サイト](#)

#### (4) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム (RAPEX) は、他のメカニズムで監視されている食品、医薬品、医療機器以外の製品を対象とし、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品に関する情報や、既に実施された政策に関する情報の交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が運営しているシステムである。

2014年5～6月、RAPEX の下、消費者の健康および安全に対する重大なリスクがあるとして以下の日本製品が加盟国から欧州委員会に通知され、エンドユーザーからの回収や市場への流通を阻止する措置が一部の加盟国で実施された。

メーカー名／製品	不良原因	通知を行った加盟国	対策	リンク先
トヨタ自動車／乗用車	座席スプリングの不具合	ポルトガル	消費者からリコール	<a href="#">レポート17</a> (2014年5月2日)
トヨタ自動車／乗用車	ステアリングコラムの不具合	ポルトガル	消費者からリコール	<a href="#">レポート17</a> (2014年5月2日)
ヤマハ発動機／オートバイ	ABS ハイドロリック・ユニットの不具合	ドイツ	消費者からリコール	<a href="#">レポート17</a> (2014年5月2日)
トヨタ自動車／乗用車	エアバッグの不具合	ポルトガル	消費者からリコール	<a href="#">レポート17</a> (2014年5月2日)
スズキ自動車／乗用車	ステアリングシステムの不具合	ギリシャ	消費者からリコール	<a href="#">レポート23</a> (2014年6月13日)
レノボ／パソコンのバッテリーパック	バッテリーパックの発熱	イギリス	消費者からリコール	<a href="#">レポート23</a> (2014年6月13日)
スズキ自動車／オートバイ	ドライブチェーンの不具合	ドイツ	消費者からリコール	<a href="#">レポート23</a> (2014年6月13日)



(5) 製品安全に関する新規あるいは改訂された基準

欧州委員会は、一般的な製品安全に関する EU 指令（2001/95/EC）の下、欧州標準化機構（ESOs）で開発された、新規の、及び改定された安全基準を通達した。

製品タイプ	欧州標準	安全要件/目的	リンク先
窓及びバルコニーの ドア用対小児ロック 装置 安全要項及び 試験方法	EN 16281:2013	とがった角でケガをしたり、指を引 っかけたりする危険を避けるなど、 幼児の安全性確保が目的	官報 <a href="#">L175/43</a> (2014年6月14日付け)
水上及び水中で使用 される浮遊遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EN 15649-1:2009+A2:2013</li> <li>• EN 15649-6:2009+A1:2013</li> </ul>	溺れるなどの水難事故や、その他の 製品デザインに関連する危険を防ぐ ことが目的	官報 <a href="#">L175/45</a> (2014年6月14日付け)
フィットネス器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EN 957 (parts 2 and 4-10)</li> <li>• EN ISO 20957 (part 1)</li> </ul>	フィットネス器具の利用に関連する 主な危険への対策	官報 <a href="#">L174/40</a> (2014年6月14日付け)
体操用器具	新しく10項目の標が追加	体操用器具の利用に関連する主な危 険への対策	官報 <a href="#">L174/40</a> (2014年6月14日付け)

(6) 中国・アメリカ・欧州の消費安全サミットの開催

2014年6月19日、ブリュッセルで第4回中国・アメリカ・欧州の消費者安全サミットが開催された。隔年で開催される同サミットは、食料品以外の製品に関して国際的レベルで安全性を確保する方法を審議する。最終的に中国・アメリカ・欧州の3者は、国際的な規制協力が製品安全の向上に有益だとして、今後も引き続き以下の通り協力していくことで一致した。

- 製品設計から生産・輸出・輸入まで、サプライヤーや流通チェーン全体を通して安全管理強化策を行う（「シームレスな監視」原則）。
- 製品のトレーサビリティと追跡能力を強化する。
- 産業界において製品安全の文化を普及させる。
- 関心を共有できる製品の国際基準の策定を促す。

次回の第5回中国・アメリカ・欧州の消費安全サミットは2016年に開催される。

参照：[3者共同宣言](#)（2014年6月19日）、欧州委員会の[サイト](#)

## 4. 自動車

### (1) 自動車部品に関する ECE 基準

国連欧州経済委員会（UN/ECE）が、多様な自動車部品の型式承認に関する統一的な基準を採択した。欧州委員会は、国際基準策定に資する見地から、この UN/ECE の取り組みに参加し、以下の規則を採択した。

ECE 基準	対象部品	リンク先
ECE/R57	前照灯（2輪車）	EU 官報 <a href="#">L130/45</a>
ECE/R5	シールドビーム前照灯	EU 官報 <a href="#">L162/1</a>
ECE/R128	LED ランプの利用	EU 官報 <a href="#">L162/43</a>
ECE/R98	ヘッドランプ（ガスディスチャージ式）	EU 官報 <a href="#">L176/64</a>
ECE/R113	前照灯（対称すれ違いビーム）	EU 官報 <a href="#">L176/128</a>
ECE/R130	車線維持システム（LDWS）	EU 官報 <a href="#">L178/29</a>

### (2) 車両からの騒音レベルを規制する EU 規則

5月27日、欧州委員会は車両からの騒音レベルに関する EU 規則540/2014を採択した。同規則では乗用車、小型商用車、バス、大型バスなどを含む全ての車両からの騒音を25%削減することを目的としている。騒音レベルの上限値の削減は三段階に渡って実施され、第一段階の騒音レベルの上限値については2016年7月から開始され、最終的な完全実施まで10~12年かかることになる。

同規則は、実際の運転状況をより良く反映させた新たな試験法を導入する。

また、同規則は、安全面の観点から歩行者と視覚障害者に警告を与えるため、電気自動車とハイブリッド車に音を発生する装置の装備を義務付けた。

参照：EU の官報 [L158/131](#)（2014年5月27日）、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年4月2日）、欧州委員会の[サイト](#)

### (3) 欧州委員会が冷媒 HFO1234yf の安全性を宣言

3月7日、欧州委員会は、共同研究センター（JRC）が実施した包括的な評価に基づき、自動車エアコン用（MAC）の新冷媒 HFO1234yf（R1234yf）は、「通常想定される条件下の使用においては深刻なリスクをもたらさない」と発表した。

JRC の報告書は、ドイツ連邦自動車当局（KBA）が2013年に達した結論と米国の自動車技術団体（SAE International）が同年に実施した共同研究プロジェクト（CRP）のリスク評価を支持する内容である。

欧州委員会は、4月1日に加盟国代表から成る技術委員会を開催し、JRC 報告書のレビューを行いつつ、ドイツ政府のダイムラーによる旧型冷媒の使用許可の撤回を求めた。ドイツ政府が欧州委員会による違反手続き取り下げに値する措置を打ち出さない限り、欧州委員会は欧州司法裁判所へ提訴することとなる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年3月7日）、欧州委員会の[ウェブサイト](#)、JRC の[報告書](#)（2014年3月3日）

## 5. 電気電子機器

### (1) 電気電子機器の有害物質使用制限

電気電子機器における特定の有害物質の使用制限に関する指令（2011/65/EU）（改正 RoHS 指令）では鉛や水銀を含む複数の有害物質を EU 市場に上市される電気電子機器製品への利用を原則的に禁止している。

しかし欧州委員会は、現在の科学・技術では、特定有害物質を使用する以外に代替手段がない場合には申請により適用除外とし、一部の製品に対する特定有害物質の使用を認めている。

以下、新たに適用除外の延長が認められた物質と製品を示す。

- 以下の製品に関して鉛の使用が認められる。

製品	有効期間	リンク先
産業用の監視（IMCI）及び制御装置用の125 v AC もしくは250 V DC 以下コンデンサの中の誘導セラミックの鉛	2020年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/72</a> (2014年5月20日付け)
マイクロチャンネルプレート（MCPs）の中の鉛	表記なし	EU 官報 <a href="#">L148/74</a> (2014年5月20日付け)
コンピュータ断層撮影（CT）や X 線システムの X 線検出器で使用される広範囲の積層型素子の1つのインターフェースに含まれるはんだの鉛	2019年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/76</a> (2014年5月20日付け)
イグニッションモジュールとその他の電子・電気燃焼エンジンコントロールシステム	2018年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/78</a> (2014年5月20日付け)
伝送率測定のために使用される白金めっき白金電極中の鉛	2018年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/80</a> (2014年5月20日付け)

産業用の監視および制御装置用の C-プレスに準拠したピン・コネクタ・システム以外の中で使われる鉛	2020年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/82</a> (2014年5月20日付け)
--	-------------	---

- 以下の製品に関して水銀の使用が認められる。

製品	有効期間	リンク先
産業用の監視および制御装置で使用されるバックライティング液晶ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプの中の水銀、ただし1ランプにつき5mgを超えないもの	2014年7月	EU 官報 <a href="#">L148/84</a> (2014年5月20日付け)
ハンドクラフトで用いる放電ランプ（ネオンサインや装飾用ランプ等）	2018年12月31日	EU 官報 <a href="#">L148/86</a> (2014年5月20日付け)

## 6. エコラベル

### (1) EU エコラベル取得のための判定基準（クライテリア）の一部見直し

欧州委員会は、複数の製品に対してエコラベルを取得するための判定基準（クライテリア）の設定並びに見直しを行った。1993年に任意の環境ラベルとして開始された EU エコラベル制度は、原材料の抽出から生産、使用、廃棄までの製品のライフサイクル評価を通じて企業の環境負荷を削減させることを目的としている。

欧州委員会が、エコラベルのクライテリアを制定もしくは改定した製品は以下の通り。

製品	リンク先
電気もしくはガスヒートポンプ、吸収式ヒートポンプ	EU 官報 <a href="#">L177/60</a> (2014年6月17日付け)
室内並びに屋外用のペンキとニス	EU 官報 <a href="#">L164/45</a> (2014年6月3日付け)
水を媒体とした暖房器具並びにシステム	EU 官報 <a href="#">L164/83</a> (2014年6月3日付け)
<ul style="list-style-type: none"> <li>TV、デスクトップ並びにノート型パソコン、</li> <li>光原</li> <li>土壌改良剤</li> <li>木製家具</li> </ul>	EU 官報 <a href="#">L168/112</a> (2014年6月7日付け)
印刷紙	EU 官報 <a href="#">L170/64</a> (2014年6月11日付け)
織物製品	EU 官報 <a href="#">L174/45</a> (2014年6月13日付け)
マットレス	EU 官報 <a href="#">L184/18</a> (2014年6月25日付け)

参照：エコラベルの[サイト](#)

## 7. 貿易問題

### (1) 国際的な貿易問題の紛争解決のための新しい法的枠組み

欧州委員会は、国際貿易協定の下、EU の権利をより強く主張するための新しい法的枠組みを採択した。同枠組みによって違法行為を行う EU の貿易パートナーに対し、EU はより迅速で効果的な対応をとることが可能となる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年5月8日）

### (2) 環境製品の貿易自由化に関するコンサルテーション

2014年1月24日、世界経済フォーラム（ダボス会議）において、EU と日本を含む世界貿易機構（WTO）加盟国13カ国は、環境製品の貿易自由化に向けた交渉を再開することを約束した。化石燃料への依存を軽減し、CO2排出量を削減し、天然資源をより効率的に活用する製品を促進するこの取り組みは、「環境製品イニシアティブ」と呼ばれている。

2014年7月に再開される交渉に向けて、参加国は対象となる環境製品のリストを作成する。EU は現在、域内の優先課題に基づいた環境製品リストの作成に取り組んでおり、欧州委員会はステークホルダーの見解を集めるためのオンラインのパブリックコンサルテーションを開始した。同パブリックコンサルテーションで提出された意見に基づき、欧州委員会は今後予定される交渉における EU のポジションを確立する。

コンサルテーションは2014年7月31日まで実施される。

参照：欧州委員会の[ニュース](#)（2014年6月5日）、欧州委員会のパブリックコンサルテーションの[ウェブサイト](#)、ダボス会議環境製品の貿易に関する[共同声明](#)（2014年1月24日）

### (3) 特定の製品に対する関税割当制度

欧州委員会は、欧州域内で十分に生産されていない特定の製品に関し、十分な量が継続して確実に供給され、特定の農作物や工業製品の市場の混乱を招かないよう、自主的な関税割当制度を導入した。該当する製品は、関税率が下げられるもしくは、無税として輸入が可能となる。

参照：EU 官報 [L190/2](#)（2014年6月28日付け）